平成21年主要な政策に係る評価書

政策所管(政策評価担当)部局課室名 自治行政局 総務室、行政課、市町村課、合併推進課、 行政体制整備室、公務員部公務員課、公務員課給与能率推進室、

自治財政局公営企業課

評価年月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

(政策名)

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

(政策の基本目標)

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等を推進する。

(政策の概要)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向 等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。

また、基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るため、自主 的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、 地方公共団体における行政運営の質の向上、行政の公正の確保及び透明性の向上などを図る ため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公共団体における定員管理及び給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し 理解を得る中で、制度運用をしていかなければならないものである。地方行革を推進し、分 権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、適正な定員管理、給与の適正化を 推進する。

また、地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していく ことができるよう、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲 ある人材の育成・確保を推進する。

(平成20年度予算額)

6,184百万円

2 政策実施の環境

(1)政策をとりまく最近の情勢

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)に基づき、平成19年4月1日に内閣府に 地方分権改革推進委員会が設置され、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議 が行われている。

また、平成19年7月3日に第29次地方制度調査会が発足し、内閣総理大臣から「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方」について調査審議を求める旨の諮問を受け、同調査会において審議が行われている。

市町村合併については、旧合併特例法及び平成17年施行の現行合併特例法のもと、市町村合併により、平成21年3月までに、全国の市町村は1,777に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,455市町村が減少している。地方行革に関しては、平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランは、平成20年12月1日現在で全団体が策定及び公表している。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

骨太の方針 2008 においては、骨太の方針 2006、2007 を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底 して進めることとされており、引き続き、総人件費改革を進めるものとされている。各地方公共 団体においては、厳しい行財政状況の中で、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保 に取り組んでいる。

(2)関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

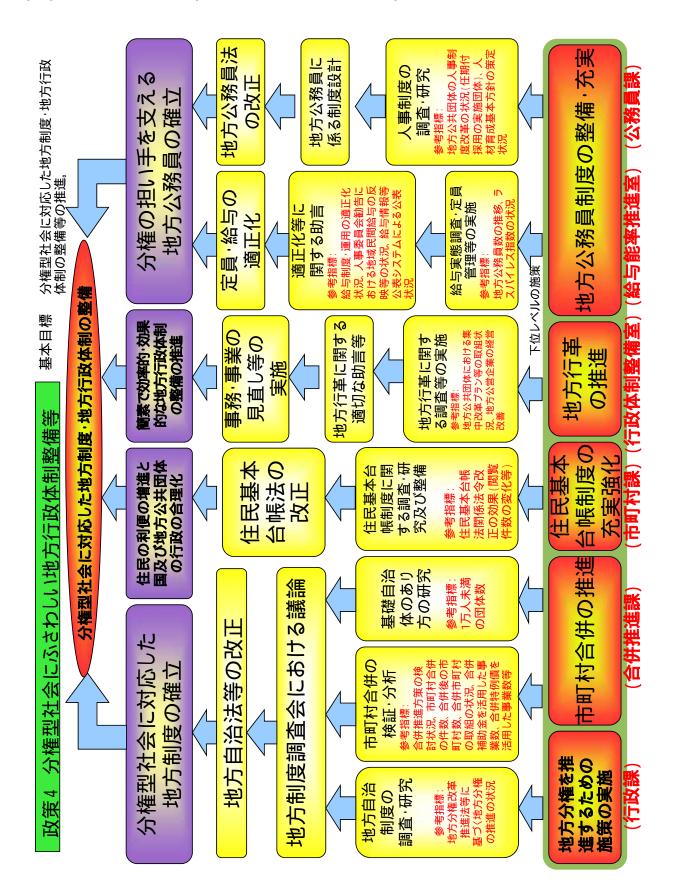
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 164 回国会における小泉内	平成 18 年 1 月 20 日	(簡素で効率的な政府の実現)
閣総理大臣施政方針演説		3,200あった市町村が、今年度末には
		1,800になります。これに伴い、市町村
		の議員数は1万8,000人減ります。引き
		続き市町村合併を推進するとともに、
		北海道が道州制に向けた先行的取組と
		なるよう支援いたします。
経済財政運営と構造改革に関	平成 18 年 7 月 7 日	第3章 財政健全化への取組・1.歳
する基本方針 2006		出・歳入一体改革に向けた取組
		- (4)第 期目標の達成に向けて -
		歳出改革 - 各分野における歳出改
		革の具体的内容 - (別紙)地方財政
		住民の視点に立った地方公共団体の
		自発的な取組が促進されるような制度
		改革を行う。そのため、再建法制等も
		適切に見直すとともに、情報開示の徹
		底、市場化テストの促進等について地
		方行革の新しい指針を策定する。
		同 - (別紙)公務員人件費・独立行政
		法人・公益法人 - (. 公務員人件
		費)
		地方公務員
		地方公務員人件費については、国家
		公務員の改革を踏まえた取組に加え、
		地方における民間給与水準への準拠の
		徹底、民間や国との比較の観点からの
		様々な批判に対する是正等の更なる削減終れた行い。本年4日末に総務学が
		│減努力を行い、本年4月末に総務省か │ │ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		ら公衣された迷報値を踏まえ、5年間 で行政機関の国家公務員の定員純減
		(5.7%)と同程度の定員純減を行う
		ことを含め大幅な人件費の削減を実現
		する。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 166 回国会における安倍内 閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	(魅力ある地方の創出) 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しを行います。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第3章 21世紀型行財政システムの構築-1.歳出歳入の一体改革の推進-(3)公務員人件費改革国・地方を通じた行政改革や地方分権改革の推進、地域の民間給与のより一層の反映等を通じ、公務員人件費について、「基本方針 2006」で示された歳出削減(2.6兆円程度)を上回る削減を目指し、改革を具体化する。公務員給与について、特に民間事業者と比べ水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成 20 年度からの実施に取り組む。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	同・8・地方分権改革・(1)「新分権 一括法案」の提出 「地方分権改革推進法」に基づいて、 必要な法制上又は財政上の措置等を定 めた「地方分権改革推進計画」を策定 し、「新分権一括法案」を3年以内に国 会に提出する。 (活力ある地方の創出) 地方自治体に一層の権限移譲を行う 地方分権改革の議論を加速し、分権後 の姿とあり方を国民の皆様にお示しし ていくとともに、道州制の導入につい て、国民的な議論を更に深めてまいり ます。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	第4章 国民本位の行財政改革 - 1. 国民本位の行財政への転換 - (1)地 方分権改革 - (1)地方分権改革の推 進 「地方分権改革推進計画」を策定し、 「新分権一括法案」を平成21年度中で
		きるだけ速やかに国会に提出する。 同・3.歳出・歳入一体改革の推進 財政健全化に向け、安定した成長を 図るとともに、「基本方針 2006」及び「基 本方針 2007」を堅持し、歳出・歳入一 体改革を徹底して進める。
第 170 回国会における麻生内 閣総理大臣所信表明演説	平成 20 年 9 月 29 日	(地域の再生) 知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが、地方分権の意味するところです。
第 171 回国会における麻生内 閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	(地域経営) 分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。

3 政策効果の把握の手法

(1)基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2)指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
地方分権改革	分権型社会に対応し	平成18年12	2月8日に成立した	と地方分権改革推
推進法等に基	た地方制度の確立の	進法(平成18年	F法律第111号)) に基づき、平成
づく地方分権	ために必要な施策が	19年4月1日に	こ内閣府に地方分析	雀改革推進委員会
の推進の状況	行われているか。	が設置され、地方	方分権改革の基本的	り事項について調
		査審議が進めら∤	れている。平成2(0年5月28日に
		は、個別行政分野	界に係る国と地方の	の役割分担の見直
		し、都道府県から	ら市町村への権限和	多譲を中心とした
		第1次勧告が取り)まとめられ、同年	12月8日には、
		国の出先機関の拡	支本的な改革や 、地	方への義務付け、
		枠付けの見直し等	等を内容とした第2	2次勧告が取りま
		とめられた。		
		また、平成 1 9	9年7月3日に第2	2 9 次地方制度調
		査会が発足し、内	内閣総理大臣から	「市町村合併を含
		めた基礎自治体の	のあり方、監査機能	能の充実・強化等
		の最近の社会経済	音情勢の変化に対 戸	むした地方行財政
		制度のあり方」は	こついて調査審議を	を求める旨の諮問
		を受け、同調査会	会において審議が行	っわれている。
市町村合併の	市町村の行財政基盤	1 2 件	6 件	1 2 件
件数	を一層強化するため	(関係市町村	(関係市町村17	(関係市町村28
	の市町村合併が、どの	29 団体)	団体)	団体)
	程度進捗しているか。			
合併後の市町	同上	1,804 団体	1,793 団体	1,777 団体
村数		(H19.3.31)	(H20.3.31)	(H21.3.31)
1 万人未満の団	同上	495 団体	488 団体	480 団体
体数		(17 国調)	(17 国調)	(17 国調)
合併補助金を	合併後の市町村のま	2,548 事業	2,379 事業	704 事業
活用した事業	ちづくり等に対する	(392 市町村)	(394 市町村)	(297市町村)
数	財政支援措置がどの			
	程度活用されている			
	か			
合併特例債を	同上	4,685 事業	5,101 事業	調査中
活用した事業		(517市町村)	(527 市町村)	
数				

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
合併推進方策	旧合併特例法の下で	17年度から始ま	きった「市町村の台	合併に関する研究
の検討状況	進展した市町村合併	会」において、1	8 年度は合併法院	官協議会運営マニ
	等の状況を踏まえ、市	ュアルの策定や台	合併市町村の取組の	の実態についての
	町村合併に関する効	調査、大都市部に	おける市町村合係	併の推進のための
	果・課題等についての	課題・検討の視点	気の整理等を行い、	それぞれ報告書
	研究が進められてい	を作成した。19)、20年度は平原	成の合併の評価・
	るか	検証・分析を行っ	た。	
合併市町村の	合併市町村において	・平成11年4月	1日~平成18年	∓4月1日の間に
取組の状況	合併による住民サー	合併した558市	5町村のうち43() 市町村で、合併
	ビスの維持・向上が図	を契機に 合併し	かなければ実現が 額	容易でなかったと
	られているか	考えられる専門的	なサービス等の第	実施、 合併前に
		一部の市町村で行	うわれていたサーb	ごスを全域に拡大
		することによる旧	日市町村間の格差界	是正、 旧市町村
		の境界を越えたど	公共施設等の広域的	勺利用などにより
		住民サービスの充	医実に取り組んでし	1る(平成11年
		4月1日~平成1	8年4月1日の間	聞に合併した 558
		市町村を対象とす	「る平成18年7月	月1日現在の実態
		調査より)		
		・合併により豊富	冨になった地域資 派	原のネットワーク
		化により、広域的	りな地域活性化に向	句けた新たな取組
		みの始まりや、台	合併市町村の周辺部	邸の振興のため、
		地域単位のイベン	ノトや祭りの実施、	地域の伝統・文
		化の保存・継承、	旧市町村単位の信	主民組織等への支
		援などが実施され	ている(上記調査	話り)
		・規模の拡大によ	にり住民の声が届き	きにくくなる等の
		懸念に対処するた	こめ、345市町村	寸において既存の
		地域組織に対する	支援を行っている	るほか、100市
		町村において新た	こなコミュニティ糸	且織等の設置を行
		っている(上記調	査より)	

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度			
合併市町村の	合併市町村において	・平成 11 年 4 月 1 日~平成 18 年 4 月 1 日の間に合					
行政体制整備	合併による行財政基	併した558市町村のうち474市町村において、					
の状況	盤の強化が進められ	経営中枢部門の強	館化や組織の充実・	専門化が行われ			
	ているか	ているほか、税の)徴収部門や監査委	長員事務局の独立			
		など適正な事務執	丸行のための体制か	で強化されてい			
		る。また、助産師	帀や保健師など、⊩	日市町村では配置			
		できなかった専門	引職員の配置が実 現	見した合併市町村			
		もある(平成 11:	年4月1日~平成	18年4月1日の			
		間に合併した 558	市町村を対象とす	⁻ る平成 18 年 7 月			
		1日現在の実態調	間査より)				
		・行政評価の導 <i>入</i>	、など、適切な行政	対運営のための条			
		件が整備されつつ	つある(平成 19 年	10月1日現在の			
		総務省調査を参考	,				
		・適切な職員配置や出先機関・外郭団体の見直しな					
		どにより、職員絲	総数・人件費の削洞	ばに取組んでいる			
		【集中改革プラン	ノ定員純減目標(H	19.9.1 現在)】			
		合併市町村: 8	3 . 7 % 未合任	并市町村: 7.			
		6 %					
住民基本台帳	個人情報保護に十分	774,401 件	61,735件	調査中			
法関係法令改	留意した住民基本台						
正の効果(閲覧	帳の閲覧制度を運用						
件数の変化等)	しているか。						

指標等	分析の視点	1	8 年度		1	9 年度		2	20 年度	
地方公共団体	地方公共団体における	集中記	改革プラ	ランの	O公表制	犬況				
における集中	行政運営の質の向上な	都道府県	45 団体	95.7%	都道府県	46 団体	97.9%	都道府県	47 団体	100%
改革プラン等	どのための、「集中改革	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	政令市	17 団体	100%
の取組状況	プラン」の策定及び公表	市区町村	1,542 団体	84.4%	市区町村	1,798団体	99.3%	市区町村	1,788 団体	100%
	は進んでいるか。	計	1,602 団体	84.8%	計	1,861団体	99.3%	計	1,852団体	100%
	また、地方公共団体にお		(H18. 7.	31 現在)		(H19. 9.	1現在)		(H20.12.	1現在)
	ける行政の公正の確保	情報	公開条	列(要	要綱等) の制定	定状汙	2		
	及び透明性の向上など	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%
	のための、情報公開条例	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	政令市	17 団体	100%
	及び行政手続条例の制	市区町村	1,807団体	98.9%	市区町村	1,798団体	99.3%	市区町村	1,785 団体	99.5%
	定、意見公募手続制度の	計	1,869 団体	98.9%	計	1,862 団体	99.4%	計	1,849 団体	99.5%
	導入は進んでいるか。		(H18. 4.	1現在)		(H19. 4.	1現在)		(H20. 4.	1現在)
		行政	手続条(列(敖	見則等〕) の制定	定状涉	2		
		都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%
		政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	政令市	17 団体	100%
		市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804団体	99.9%	市区町村	1,792 団体	99.9%
		計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%	計	1,856 団体	99.9%
			(H18.10.	1現在)		(H19.10.	1現在)		(H20.10.	1現在)
		意見名	公募手	売制度	きの制定	定状況				
		都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	45 団体	95.7%
		政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%	政令市	15 団体	88.2%
		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%	市区町村	677 団体	37.8%
		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%	計	737 団体	39.7%
			(H18.10.	1現在)		(H19.10.	1現在)		(H20.10.	1現在)

指標等	分析の視点	18 年度	19	年度	20 年度
地方公営企業	中長期的な経営計画が	地方公営企業	分野におけ	る効果的・	効率的な行政体
の経営改善	策定されているか	制を整備・確	立するため	には、経営	に関する中長期
		的な計画を策	定した上で、	、経営基盤	盤の強化等に取り
		組むことが必	要であるこ	とから、各	付付における当
		該計画の策定	状況等を調	査及び公表	ますることによっ
		て、改善を促	した。		
		中長期的な	経営計画の第	策定状況	
			平成18年度	平成19年原	度 平成20年度
		策定率	80.6%	83.9%	87.4%
		・一般会計と-	一体的に策定	置している	団体についても、
		「中長期的	な経営計画	の策定団	体としている。
		・平成 20 年度	をにおける「	中長期的な	は経営計画」の策
		定団体の内	訳は以下のi	通り。	
		【都道府県] 4	17 団体/	47 団体
		【政令指定	都市】 1	7団体/	17 団体
		【市町村等	1,55	59 団体/ 1	,794 団体
		【合計】	1,62	23 団体/ 1	,858 団体
地方公共団体	公務の能率的かつ適正	124 団体	160	団体	194 団体
の人事制度改	な運営を確保するため、	(4月1日現在	王) (4月1	日現在)	(4月1日現在)
革の状況(任期	職員の任用・勤務形態の				
付採用の実施	多様化の取組が進めら				
団体)	れているか。				

指標等	分析の視点	18 年度	度 19		19 年度	20 年度
地方公務員数	地方公共団体において、	2,998,40	2人	2,951,296人		2,899,378 人
の推移	地方公務員数の抑制に	()対前年比		(1.6%)		(1.8%)
	着実に取り組み、積極的			1	사는	行とい
	 な行政改革の推進に努	年	職員数	X		前年比 増減率
	めているか。	10	3,249,	, 494	17,624	
	o corsus	11	3,232,		17,336	
		12	3,204, 3,171,	_	27,861 32,765	
		14	3,144,		27,209	
		15	3,117,		27,319	
		16	3,083,		33,407	
		17 18	3,042, 2,998,		41,475	
		19	2,951,		47,106	
		20	2,899, 月1日現 [;]	_	51,918	1.8
			18年度 182,40 (20.4%	度)6 ;)	17	9年度 (學位:億円、%) 9年度 (9,606 20.1%)
ラスパイレス	国家公務員と比較した	98.0			98.5	98.7
指数の状況	地方公務員の給与水準					
	は、前者の俸給と後者の					
	給料の比較である「ラス	指数 ¹¹²] 110.6		バイレス指	数(全地方公共団体平均の推利	3)
	パイレス指数」により把	110	107.3	5.9		
	握される。	108 /		103	3.4 102.4 101.8	
	公表された各地方公	102 - 100 - 98 -			101.0	00.1
	共団体のラスパイレス	96				97.9 98 98 98.5 98.7
	指数を活用して、住民及	38 49	53 58	63	5 10 15	i 16 17 18 19 20 年
	び地方公共団体がその	平成 20 年 4	月1日現	在には	うける国を 100 と	した一般行政職のラス
	水準を判断・検証するの	パイレス指数Ⅰ	は全地方と	公共団	体の平均で 98.7	となっており、平成 16
	に役立てているかどう	年より5年連絡	続で国家な	公務員	の水準を下回って	เกร.
	か。					

指標等	分析の視点	18 年度 19 年度 20			20 年度	₹		
給与制度・運用	各地方公共団体におい	平成19年度における約	合与適正化等の				(単	位:団体数)
 の適正化状況	│ │て、住民の理解と納得を│	区 分 昇給延伸	初任給基準 の是正	運用昇短 の是正	わたり の是正	給料表 の是正	最高・枠外昇給の 昇給期間の是正	小 計 (A)
00 ZIL 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	·	都 道 府 県 0 指 定 都 市 0	3	0	1	0	2	6
	得るため、給与の適正化	市区 3 町村 0	29 7	5 2	12	21 7	14 5	84 24
	に取り組んでいるか。	計 3	41	7	16	28	21	116
		区 分 諸手当の長	退職手当 の是正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)			
			24) 0	28	30 14			
		市区 236 (1	(4) 0 56) 79	315	399			
			90) 105 74) 184	267 618	291 734			
		(注)1 合計の団体数は延へ 2 諸手当の是正の内数		の見正団体制	カプネス			
		2 調子当の定正の内め 3 退職手当の是正には						
給与情報等公	各地方公共団体におい							
表システムに	て、給与情報等公表シス		平成18:	年度	平成19	年度	平成20	年度
よる公表状況	テムによる給与・定員管	合 計	1,774団体	(94.7%)	1,808団体	(97.0%)	1,803団体	x(97.7%)
	理に関する情報の公表	都道府県	47団体(100%)	47団体((100%)	47団体(100%)
	が実施され、当該情報に	政令指定都市	15団体(100%)	17団体((100%)	18団体(100%)
	ついて透明性が確保さ	市区町村	1,712団体	` '	1,744団体	(96.9%)	1,738団体	(97.6%)
	れるとともに団体間の	「市区町村」欄に	t、指定都市	を除く。				
	比較・分析が可能となっ							
	ているか。							
人材育成基本	各地方公共団体におい	平成20年4月1日	現在	指定都	7 ± 7	(単 市区町村	位:団体数	女、%) 計
方針の策定状	て、求められる職員像、	合計 47	(100%) (97.9%)	17(100	0%) 1,	794(100 102(78.1	%) 1,858	(100%) (78.8%)
況	人材育成の方策等を明	未策定 1	(2.1%)	0(0%		92(21.99		21.2%)
	確にした人材育成基本		道府県	指定都		市区町村 910/100		計(100%)
	方針が策定され、地方行	策定済 46	(100%) (97.9%) (2.1%)	17(100 17(100 0(0%	0%) 1,2	810(100 248(69.0 32(31.0%	0%) 1,311	(100%) (70.0%) 30.0%)
	政を担う人材の育成・確	平成18年4月1日	現在	ì		•	,	
	保のための取組が実施	合計 47	道府県 (100%)	指定都 15(100	0%) 1,	<u> </u>	%) 1,890	計 (100%)
	されているか。	未策定 1	(97.9%)	14(93. 1(6.7	%) 82	003(54.9 25(45.19		(56.2%) 43.8%)
		「市区町村」欄	は、指定都	『市を除	<. <u> </u>			

4 政策の総合的な評価

(1)評価結果(総括)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

平成19年4月1日に、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、国と地方の役割分担の 徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策 等について調査審議が行われている。

一方、平成19年7月3日に発足した第29次地方制度調査会においては、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について調査審議が行われている。

総務省としても、これらの調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行っているところである。

市町村合併については、人口減少・少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成 11 年以来、全国的に市町村合併を積極的に推進してきた。その結果、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランを全団体が策定及び公表していることや、情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度の制定団体が着実に増加していることから、地方公共団体における行政改革の取組が進展しているものと評価できる。地方公営企業においても中長期的な経営計画の策定状況については増加を続けており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

以上のことから、分権型社会に対応した地方制度・体制の整備は着実に進められていると評価できる。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の定員、給与等については、国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、地方行革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化、定員・給与情報の公表を通じた透明性の確保、地方行政を担う人材の育成・確保等に着実に取り組んでいることが把握でき、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に向けた取組が推進されていると評価できる。

(2)基本目標等の達成状況の分析

(ア)必要性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

明治以来の中央集権型行政システムは、我が国の急速な近代化と経済発展に寄与してきた面と、 権限・財源・人間・情報を過度に中央に集中させ、地域社会の自治を制約し、地方の活力を奪う という面の功罪両面があるが、近年、我が国の政治・行政を取り巻く国際・国内の環境は急速に 大きく変貌してきており、中央集権システムの弊害面は顕著になってきている。 政府においては、平成18年12月8日に成立した地方分権改革推進法に基づき、平成19年4月1日に内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会において国と地方の役割分担の徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策等について調査審議が行われている。

また、平成19年7月3日に発足した第29次地方制度調査会においては、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について調査審議が行われている。

このような現況において、地方自治の本旨の実現を任務とし、地方公共団体の組織及び運営に 関する基本的な制度を所管する総務省としても、これらの調査審議の動向等を見据えつつ、分権 型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う必要 がある。

市町村合併については、平成11年法改正前には、人口1万未満の小規模市町村が多数存在するなど、地方分権時代を迎えるにあたって行財政基盤の強化が必要な市町村が多くみられた。人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な市町村合併を推進しようとする自治体への支援策を講じる必要がある。地方行革に関しても、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しいことから、地方公共団体における行財政改革の推進に強力に取り組む必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の定員、給与等については、国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。

(イ)有効性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

市町村合併を推進するため、旧合併特例法・現行合併特例法による合併特例等の法制措置や、合併市町村に対する財政措置、各種の広報啓発、新旧合併市町村支援プラン策定等の施策を実施してきた。その結果、全国の市町村は平成 21 年 3 月までに 1,777 に再編され、財政措置が大きく拡充された平成 11 年法改正前の平成 11 年 3 月末と比較して、1,455 市町村減少した。また、人口 1 万未満の小規模市町村は、平成 11 年 3 月末の 1,537 団体から、平成 21 年 3 月末には 480 団体に減少している。合併市町村では、合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施や、旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用等、住民サービスの維持・向上が図られており、また、経営中枢部門の強化や、組織の充実・専門化、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など、合併による行財政基盤の強化が進められている。

このように、市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結

果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。

地方行革の推進については、平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランは、平成20年12月1日現在で全団体が策定及び公表している。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、施策の有効性が認められる。

地方公共団体における情報公開条例は、平成20年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では99.5%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成20年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.9%の団体が制定済みである。意見公募手続制度は、平成20年10月1日現在で、都道府県では95.7%、政令指定都市では88.2%、市区町村では37.8%の団体が導入済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

地方公営企業における中長期的な経営計画の策定状況については、全ての地方公共団体における策定率が平成18年度の80.6%から平成20年度には87.4%に増加しており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

これらの指標から、地方公共団体における公営企業の健全化が着実に推進することが把握でき、施策の有効性が認められる。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の総数については、平成20年は対前年で5万1,918人減少して過去最大の純減となっており、平成7年から14年連続して純減している。給与については、平成20年のラスパレイス指数が全地方公共団体の平均で98.7と、5年連続して国の給与水準(100)を下回っており、また、特殊勤務手当をはじめとする諸手当の是正等、給与の適正化が進んでいる。これらの指標から、地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。

地方公務員の定員・給与情報の公表については、総務省が定めた共通様式に従って、各地方公 共団体が公表を行う「地方公共団体給与情報等公表システム」を平成18年3月より運用してお り、平成20年度はほぼ全ての団体で公表済みとなっている。これにより、地方公務員の給与や 定員管理の透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっているという点に おいても施策の有効性が認められる。

平成20年4月1日現在の地方公共団体における人材育成基本方針の策定率は、平成18年4月1日時点の56.2%から22.6ポイント上昇し、78.8%となっている。求められる職

員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。

(ウ)効率性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

市町村合併の推進のためには、旧合併特例法下で合併した市町村に対する市町村合併体制整備 費補助金の交付(予算総額2,325億円)や、各種の広報啓発(平成20年度当初予算12百万円) 等の施策を行っており、その結果、全国で市町村合併が進展した。

合併による効果のうち、行政コストの削減については、平成11年4月から平成18年3月までに合併した合併市町村557団体を対象に試算を行った結果、平成28年度以降において、年間約1.8兆円効率化すると推計されている。このことから、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。

地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップを行うに際し、関係課室で連携して地 方公共団体への照会等をまとめて行うことにより、関係課室間で情報の共有化が図られたととも に、地方公共団体の負担軽減にも資している。

また、情報公開条例等の制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、地方公共団体への助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有効に活用したものであり、効率性があると考えられる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1)政策の課題と取組の方向性(総括)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会においては、平成21年度末の設置期限までに、国と地方の役割分担の徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策について調査審議が進められ、その結果を踏まえて委員会としての勧告の取りまとめが予定されている。政府としては、同委員会の勧告を受け、地方分権改革推進計画を策定し、同計画に基づき、「新分権一括法案」の国会への提出等、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずることとされている。総務省としても、この政府の方針に則り、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う。

また、第29次地方制度調査会においては、平成21年7月2日までの任期期限までに答申の取りまとめが予定されており、この答申を受け、総務省として分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うこととしている。

また、市町村合併の推進により、全国的に市町村合併が進展したが、 これまでに合併した合併市町村にあっては、周辺部が取り残されるのではないか等の課題が生じている地域もあり、他方で、 小規模市町村や大都市圏の未合併市町村など、今後も合併が必要と考えられる市町村が

数多く残っている。

今後の取組としては、第29次地方制度調査会の答申を踏まえ、 合併市町村の新しいまちづく りを着実に支援するほか、 今後も合併が必要とされる市町村について、平成21年度末で現行 合併特例法が期限切れとなることを踏まえ、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を講じるこ ととする。

地方行革の推進については、情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度について、制定の準備を進めているものの、未だ制定に至っていない団体もあることから、導入を促進していく必要がある。地方公営企業における中長期的な経営計画についても、引き続き改善を促す等の取組が必要である。また、今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現について、所要の検討を行う必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公共団体の定員については、集中改革プランの着実な達成、適正な定員管理に向けた取組 を推進する必要がある。

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映、各地方公共団体が策定している取組方針に沿った技能労務職等の給与等の見直し、不適正な昇給運用、制度の趣旨に合致しない諸手当や不適正な給与支給について是正等が進められ、住民の理解と納得がえられる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。

定員・給与情報の公表については、住民が団体間の比較分析を十分行えるよう、給与情報等公表システムにより総務省の定める公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。

地方公務員の人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進する必要がある。また、国においては、本年度から能力・実績を重視した新たな人事評価制度が導入されたことを踏まえ、各地方公共団体において、国の制度・運用も参考としつつ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むとともに、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

(2)個別課題と取組の方向性

今後の課題		取組の方向性				
【課題】 地方分権改革推進委員 会、第29次地方制度調査 会の調査審議の動向等を 見据えつつ、更なる分権型 社会に対応した地方制度	見直し・改善の方向性	地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、引き続き、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う。				
の確立のための施策に関 する調査研究並びに企画	(予算要求)	引き続き所要額の確保が必要				
及び立案を行う必要がある。	(制度)	法令・制度改正に向けた調査研究並びに企画及び 立案を行うことが必要				
【下位レベルの施策名】 地方分権を推進するための施策の実施 【主な事務事業】 ・地方分権改革の推進に要する経費 ・地方分権の進行に要する 経費	(実施体制)	平成21年度中に地方分権改革推進委員会としての勧告が取りまとめられる予定とされている。政府としては、委員会の勧告を受け、地方分権改革推進計画を策定することとされているため、総務省としても、政府の方針を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する企画及び立案を行いたいと考えているが、現在の事務体制ではその実施が困難であることから、体制の充実を図っていくことが必要。				
【課題】 合併市町村では、住民の声が届きにくくなっているのではないか、周辺部が取り残されるのではない	見直し・改善の方向性	第 29 次地方制度調査会の答申を踏まえ、合併市町村にあっては、その一体的な振興や周辺地域への対応を適切に行えるよう、引き続き、新市町村合併支援プラン等に基づき、合併市町村の要望を踏まえた新しいまちづくりを着実に支援する。				
か、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるので	(予算要求)	引き続き所要額の確保が必要				
はないか等の課題が生じている地域もある。	(制度)	現行制度の継続				
【下位レベルの施策名】 市町村合併の推進 【主な事務事業】 市町村合併の推進に必要 な経費	(実施体制)	引き続き助言等を実施				

今後の課題	取組の方向性					
【課題】 小規模市町村は依然と して多数存在し、また、大 都市圏では合併の進捗率 が低く、行政運営の単位と	見直し・改善の方向性	第29次地方制度調査会の答申を踏まえ、今後も合併が必要とされる市町村については、平成21年度末で現行合併特例法が期限切れとなることを踏まえ、合併の障害を除去するための措置等を中心とした新たな合併支援策を検討する。				
日常生活圏が大きく異なっている市町村が数多く みられる等、今後も合併が	(予算要求)	新たな合併支援策の検討を行い、これを円滑に実施 するため所要額の予算要求を来年度以降実施				
必要と考えられる市町村 が数多く残っている。 【下位レベルの施策名】	(制度)	平成 21 年度末で現行合併特例法が期限切れとなる ことを踏まえ、新たな合併支援策のための法制上の 措置が必要				
市町村合併の推進 【主な事務事業】 市町村合併の推進に必要 な経費	(実施体制)	新たな合併支援策の下での支援を実施するための 体制整備が必要				

今後の課題	取組の方向性		
今後の課題 【課題】 「特別の課題 「特別のに対している。 「特別に対している。 「特別に対している。 「特別に対している。 「は、 「おいるのででである。 「は、 「ないないのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	見直し・改善の方向性	集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。意見公募手続制度については、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく。集中改革プランの取扱いを含めた今後の地方行革のあり方について検討していく。内部統制による組織マネジメント改革の考え方を普及させていく。地域経営に豊富な知識や経験を有する者をメンバーとする「地域経営の達人」が、市町村長や幹部職員を対象に、地域経営の先進事例等を伝授し、人材育成を図る。	
	(予算要求)		引き続き、上記課題に対応した所要額の確保が必要
	(制度)		引き続き、上記課題に対応した地方行革のあり方等 の検討が必要
【主な事務事業】 ・地方行革の推進に要する 経費 ・新地方行革指針の推進に 要する経費	(実施体制)		引き続き、プラン内容への助言、フォローアップの 継続のほか、地方行革・組織マネジメント改革・地 域経営のあり方を検討する所要の体制整備が必要

今後の課題	取組の方向性		
【課題】	・集中改革プランの取組状況についてのフォローアップ		
・地方公共団体の定員につ		の実施、適正な定員管理の推進に向けた助言を行う。	
いては、集中改革プランの		・地域民間給与水準を適切に反映させた給与となるよう、	
着実な達成、適正な定員管		人事委員会機能の強化等を通じた取組を進めるととも	
理に取り組んでいく必要が	見直し・改善の方向性	に、不適正な昇給運用、制度の趣旨に合致しない諸手当	
ある。		や不適正な給与支給に係る是正を推進していく。	
・住民の理解と納得が得ら		・技能労務職等の給与等について、給与情報の積極的な	
れる適正な給与制度・運用		開示や各地方公共団体において策定している取組方針の	
となるよう、地域民間給与		着実な実施を通じた見直しを推進していく。	
水準の適切な反映、技能労		・給与等の情報の公表について、給与情報等公表システ	
務職等の給与等の見直し等		ムにより、総務省の定める公表様式に沿った情報開示を	
に取り組んでいく必要があ		徹底していく。	
る。		・人材育成基本方針の未策定団体における策定について、	
・住民が団体間の比較分析		引き続き推進するとともに、国の制度・運用も参考とし	
を十分行えるよう、給与等		た公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向けた早	
の適正な情報開示を徹底し		急な取組、勤務実績の給与への適切な反映を促進してい	
ていく必要がある。		<	
・国において、本年度から	(予算要求)		
能力・実績を重視した新た			
な人事評価制度が導入され		上記の方向性を踏まえて、引き続き必要となる予算	
たことを踏まえ、地方公共		措置を講ずる。	
団体における人事評価シス			
テムの構築等に取り組む必		:	
要がある。			
【下位レベルの施策名】			
能力・実績重視の人事制		「東河佐地南の道)等に係る地でいる品は北西	
度の確立等による分権型社	(制度)	人事評価制度の導入等に係る地方公務員法改正	
会にふさわしい地方公務員			
制度の確立			
【主な事務事業】			
・地方公務員給与制度等の調査及び助言等に要する経			
調宜及び助古寺に安りる絵 費		地方公務員法の改正等により、人事評価の導入が義	
^貝 ・地方公共団体の定員管理		務付けられ、急増が予想される人事評価制度に関する。	
に関する基礎的データの作	(実施体制)	る地方公共団体からの相談や各方面からの問い合	
成及び助言等に要する経費		わせ等に適切かつ迅速に対応していくため、必要な	
・地方公務員の人材育成等		体制の強化を行っていく。	
の推進に要する経費			
い〕は低に女りる社員		•	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

ア「(1)学識経験を有する者の知見の活用」欄

・政策の課題等の把握、評価書のとりまとめに活用

第29次地方制度調査会

第29次地方制度調査会は、平成19年6月に「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」等について諮問を受け、平成21年6月16日に答申を行った。その中では、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村合併は相当程度進捗し、多くの合併市町村において地方分権の受け皿としての体制整備等の成果が表れているという指摘を受けた。その上で、合併市町村については、引き続き、積極的な支援を行っていくべきであり、現行合併特例法期限後においても、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずるため、合併に係る特例法が必要であるとされた。

「市町村の合併に関する研究会」

平成 19 年 9 月に有識者による「市町村の合併に関する研究会」を設置、平成 20 年 6 月にとりまとめられた『「平成の合併」の評価・検証・分析』においては、市町村合併の効果として、 合併による住民サービスの維持・向上、 合併による行財政基盤の強化、 合併による広域的なまちづくり、 合併による効率化が挙げられている。

「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」(座長:碓井光明 明治大学大学院 法務研究科教授 平成19年度~平成20年度 15回開催)における地方公共団体の内部統制 に関する意見・議論等を政策の課題等の把握に活用した。

総務省の政策評価に関する有識者会議(平成21年5月27日)において、本政策の評価の方向性についてご意見をいただき、評価に活用した。

イ「(2)評価に使用した資料等」欄

・合併相談コーナー

http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html

・地方行革の取組状況(概要)(平成20年10月31日)

http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/081031_2.pdf

・「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について(平成20年10月31日)http://www.soumu.go.jp/iken/081031_1.html

・情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果(平成20年8月1日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080801_1.html

・地方公共団体における行政手続条例(規則等)及び意見公募手続制度の制定状況 (平成21年3月23日)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000013165.pdf

- ・地方公営企業の経営の総点検の実施状況(平成20年12月25日)http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081225_14.pdf
- ・地方公共団体定員管理調査結果(平成20年12月25日) http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/081031_2.pdf
- ・地方公務員給与の実態(平成21年3月27日) http://www.soumu.go.jp/iken/kyuyo.html
- ・地方公共団体給与情報等公表システム
 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/index.html